

議員提出議案第3号

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月22日

安田優子

伊藤保

坂野経三郎

森雅幹

福田俊史

上村忠史

内田博長

浜崎晋一

前田八壽彦

広谷直樹

澤紀男

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

北朝鮮が強行した核実験と長距離弾道ミサイルの発射に対し、国連安全保障理事会において、北朝鮮への制裁を大幅に強化する決議が全会一致で採択された。しかし、その後も北朝鮮は短距離の発射体を打ち上げるなど挑発的な行為を続けている。

これらの度重なる暴挙は、北東アジア地域と国際社会の平和と安全を著しく損なう行為であり、断じて容認することはできない。

政府は今回、新たな制裁措置として、再入国禁止の対象を核・ミサイル技術者に拡大したほか、全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止などの日本独自の制裁措置を決定したところ、北朝鮮はストックホルム合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者らに関する全面的な再調査の中止と特別調査委員会の解体を表明した。

これまでも北朝鮮は再調査結果の報告を一方向的に先延ばしし、実行してこなかったが、今こそ政府は、日本独自の制裁措置を具体的な成果につなげるよう、厳しい態度を持って実行に移し、あらゆる方策を講じて拉致被害者全員の帰国を実現させなければならない。

国においては、北朝鮮との対話を継続しつつ、国際社会との連携をさらに強め、対話と圧力を駆使し、強力な外交交渉を講じて日本人拉致問題の完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
拉 致 問 題 担 当 大 臣
様